

第13回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年7月25日(水)午後13時30分から13時55分

2. 開催場所 砂川市役所 3階 中会議室

3. 出席委員(13人)

| | | | | | |
|---------|-----|--------|-----|-------|--|
| 会長 | 13番 | 関尾 一史 | | | |
| 会長職務代理者 | 1番 | 梶尾 邦広 | 2番 | 高橋 宏吉 | |
| 委員 | 3番 | 渡邊 勝郎 | 4番 | 前谷 篤 | |
| | 5番 | 菅原 英雄 | 6番 | 谷口 秀夫 | |
| | 7番 | 齊藤 誠 | 8番 | 大原 睦生 | |
| | 9番 | 石井 和裕 | 10番 | 角丸 章 | |
| | 11番 | 佐々木 孝一 | 12番 | 菊地 匡 | |

4. 欠席委員(0人)

委員

5. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

報告第3号 農業者年金に関する申請について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積(下限面積)について

議案第3号 平成30年度玉葱作況調査について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 福士 勇治

事務局次長 小林 哲也

事務局主幹 安武 浩美

事務局事務係主事 高橋 宏輔

7. 会議の概要

事務局 皆様、ご案内した時刻になりましたのでこれより第13回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。総会に先立ちまして、「砂川市農業委員会憲章」を唱和いたしますので、ご起立をお願いいたします。前文は会長が読み上げ、本文については代理の発声のもと、続いて委員の皆さまで本文を読み上げてください。

「砂川市農業委員会憲章」唱和

ありがとうございます。それでは慣例により、会長よりご挨拶をいただき、以後、会長のお手元で議事進行いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

会長

開会挨拶。

本日の議事録署名委員は12番 菊地匡委員と、1番 梶尾邦広代理です。よろしくをお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題といたします。事務局説明願います。

事務局

報告第1号について、次のとおり届出があり処分したのでご説明いたします。

届出者住所・氏名

土地の表示

| | | | |
|---|-----|----|-----------------------|
| ■ | 畑 | 田 | 2,762 m ² |
| ■ | 畑 | 宅地 | 737 m ² |
| ■ | 畑 | 畑 | 7,314 m ² |
| ■ | 原野 | 畑 | 8,216 m ² |
| ■ | 田 | 田 | 3,748 m ² |
| ■ | 原野 | 畑 | 25,666 m ² |
| ■ | 畑 | 畑 | 5,838 m ² |
| ■ | 畑 | 畑 | 661 m ² |
| | 計8筆 | | 54,942 m ² |

権利を取得した日 平成30年4月27日

権利を取得した事由及び取得した権利の種類 相続により所有権を取得

あっせん等の希望の有無 無

届出書受理年月日 平成30年7月2日

受理通知交付年月日 平成30年7月2日

本件は、[redacted]の死亡に伴う相続であり、対象農地につきましては、現在、自己保全されている農地です。参考に第1. 2. 3号図を添付していただきますのでご参照願います。

以上、ご報告いたします。

会長

この件につきまして、質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

全員

なし。

会長

質疑がないようです。それでは、この件について承認してよろしいでしょうか。

全員

異議なし。

会長

異議なしと認め、この件について承認いたします。

続きまして、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

報告第2号について、次のとおり合意解約の通知がありましたのでご説明いたします。

貸主
借主
土地の表示
畑 田 260 m²
合計1筆 260 m²

契約の内容 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく賃貸借
契約期間 平成28年1月25日から平成37年12月31日まで
合意解約が成立した日 平成30年7月13日
土地の引渡し時期 平成30年7月13日

この度、貸主と借主との間で合意解約が成立したとの報告があったもので、既に専決処分としています。

なお、今後の農地の利用につきましては、当事者間ですでに確認されていること、後段、農地法5条の許可申請に伴う解約であります。

以上ご報告いたします。

この件につきまして、質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

なし。

質疑がないようです。それでは、この件について承認してよろしいでしょうか。

異議なし。

異議なしと認め、この件については専決処分を含め承認いたします。

続きまして、報告第3号「農業者年金に関する申請について」事務局説明願います。

報告第3号「農業者年金に関する申請について」について、次のとおり手続きが終了し処分したものをご説明し報告します。

1. 農業者年金住所変更・訂正届
申請人住所氏名(生年月日)

[Redacted]

申出月日 平成30年6月1日

2. 農業者年金住所変更・訂正届
申請人住所氏名(生年月日)

[Redacted]

申出月日 平成30年6月28日

3. 農業者年金住所変更・訂正届
申請人住所氏名(生年月日)

[Redacted]

申出月日 平成30年7月10日

4. 特定処分対象農地等返還届(旧制度)
申請人住所氏名(生年月日)

[Redacted]

申出月日 平成30年6月21日

5. 特定処分対象農地等及び特定農業用施設返還届(新制度)
申請人住所氏名(生年月日)

[Redacted]

申出月日 平成30年6月21日

6. 特定処分対象農地等及び特定農業用施設処分届(新制度)
申請人住所氏名(生年月日)

[Redacted]

申出月日 平成30年6月21日

会長
全員
会長

全員
会長

事務局

7. 農業者年金死亡関係届出
死亡年月日及び氏名（生年月日）

届出者住所氏名

以上の手続きにつきましては、専決処分としていますので、ご報告いたします。

会長 ただいまの報告につきまして、質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

全員 なし。

会長 質疑がないようです。それでは、この件について承認してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、この件については専決処分を含め、承認いたします。続きまして、議案に入ります。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明し審議を求めます。

土地所有者（貸主）

転用計画者（借主）

土地の表示

合計1筆

畑 田 260 m²

260 m²

農地の区分 第3種農地、都市計画区域内、農振農用地区域外

転用目的 住宅1棟・通路・駐車・庭園・雪堆積スペース

転用事由の詳細 貸主は「借主は息子です。借主は配偶者、子供二人の4人家族であり、現在、貸主宅で同居しており非常に狭隘であり、かつ2世帯用に設計されていないため、何かと使い勝手が悪いことから、独立したく新居を構えたいとの思いをくみ申請しました」とのことです。

期間 許可あり次第永年

資金計画 事業費 〇〇〇〇円に対し、借入金（使用貸借案件）

農地転用に関する許可基準からみた内容とその審査につきましては、別添（議案第1号1番関係）のとおり、総合意見としては許可相当であると考えているところでございます。

参考に第4号図を添付しておりますのでご参照願います。よろしくご審議願います。

会長 この件につきまして、質疑ございませんか。

全員 なし。

会長 それでは、議案第1号につきまして、許可相当であると承認してよろしいかお伺いいたします。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、議案第1号につきまして、許可相当であると意見を付し進達することといたします。

それでは続きまして、議案第2号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）について」事務局説明願います。

事務局

それでは、議案第2号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）について」、次のとおり審議を求めます。

提案理由については、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）については、「農業委員会の適正な事務実施について」（20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知）の平成22年12月22日付け一部改正に伴い、毎年、農業委員会において設定又は修正の必要性について検討し、当該検討結果を公表することとされたことから、今年度の別段の面積（下限面積）について審議を求めるものであります。

次ページの別紙をご覧くださいなのですが、今回の提案については、上段部分の記載のとおり農地法第3条第2項第5号による別段の面積（下限面積）について、今年度は修正の必要性はなしとしご提案申し上げます。

1. 設定区域 砂川市
2. 設定面積 1.5ヘクタール
3. 適用法令 農地法施行規則第17条第2項

(1) 農地法施行規則第17条第1項の適用について

方針 農地法施行規則第17条第1項を適用せず、現行の別段の面積（下限面積）1.5ヘクタールの変更は行わない。

理由 2015世界農林業センサスで、管内の農家で1.5ヘクタール未満の農家が全農家数のおおむね3割未満であるため。

(2) 農地法施行規則第17条第2項の適用について

方針 農地法施行規則第17条第2項を適用し、現行の別段の面積（下限面積）1.5ヘクタールの変更を行わない。

理由 ①平成29年度の遊休農地率は0.04%と低い現状であるが、今後、高齢化による離農等により遊休農地の発生が懸念される。

②新規就農の促進の必要性があるため。

③別段面積を設定しても、周辺への影響が少ない。

会長

ただ今、議案第2号「下限面積」について、説明ありましたが、ご意見ご質問ございませんか。

全員

なし。

会長

特にご質問、ご意見がないようですので、本件については、異議なしと認めることとしてよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

異議なしと認め、議案第2号を決定することといたします。

続きまして、議案第3号「平成30年度玉葱作況調査について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第3号「平成30年度玉葱作況調査について」ご説明し、審議を求めます。

まず、1. 調査期日ですが、例年にならい定例会総会日8月27日（月曜日）、調査対象農家については、北光袋地地区から西豊沼地区の6区で昨年度同様「坪とり」にて調査することとして提案いたします。調査対象農家、圃場については、それぞれ確認をいただき、別紙2、平成29年度対象農家氏名、調査地を参考に、平成30年度の対象者農家氏名を8月6日までに事務局へご報告をお願いいたします。担当地区については、北光袋地地区は石井委員、空知太地区は渡邊委員、富平地区は高橋委員、西豊沼地区は梶尾代理といたします。

3. 開始時間については定例総会終了後、班編成については、昨年度と同様で

す。

提案理由については、本年度も単収・品質を調査することで生産収量を推計し砂川市の玉葱生産振興の基礎資料にするため、本作況調査を実施するものがありますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会長

ただいま、事務局より説明がありましたが、議案第3号「平成30年度玉葱作況調査について」質疑はございませんか。

全員

なし。

会長

特に質疑がないようですので、この件については異議なしとして決定することとしてよろしいでしょうか。

全員

異議なし。

会長

異議なしと認め、玉葱作況調査を実施することと決定します。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。

全員

なし。

会長

特にないようですので福士事務局長よりお願いします。

事務局長

①議会関連等報告

②平成30年度市町村農業委員会事務局長研修会

事務局

③農業委員会だよりの配布について

・8月上旬発行 委員各位による配布

④第1回農地銀行理事会

・開催日 7月25日(水) 農業委員会定例総会終了後

協議会長

⑤協議会報告(協議会長)

・第1回砂川市農業委員協議会総会

・開催日 7月25日(水) 農業委員会定例総会終了後

・玉葱作況調査終了後懇親会

・開催日 8月27日(月) 午後6時より 会場未定

会長

・次回開催日 平成30年8月27日(月) 午後1時00分

会長

これですべての審議が終わりました。以上で第13回砂川市農業委員会定例総会を終わります。

会 長

署名委員

署名委員